

議員提出議案第 1 号

清水町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び清水町議  
会会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

平成 3 0 年 3 月 6 日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

提出者	清水町議会議員	原	紀	夫
賛成者	清水町議会議員	桜	井	崇
同	上	北	村	光
同	上	高	橋	政
同	上	佐	藤	幸
同	上	安	田	一
				薫

## 清水町議会委員会条例の一部を改正する条例

清水町議会委員会条例（昭和 63 年清水町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 章の章名を次のように改める。

### 第 1 章 通則

第 2 条の見出し中「・」を「、」に改め、同条中「次のとおりとし、その部門に属する事務に関する調査を行い、議案、請願及び陳情等の審査に関することを掌る。」を「次のとおりとする。」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 広報広聴常任委員会 6 人

ア 議会広報紙に関する事項

イ 町民への広聴活動に関する事項

ウ 議会ホームページに関する事項

エ 議会のインターネット中継に関する事項

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、広報広聴常任委員会に属する常任委員は、他のいずれかの常任委員を兼ねるものとする。

第 12 条の見出し中「、議会運営委員及び特別委員」を「及び委員」に改め、同条第 2 項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 3 月 12 日から施行する。